

2020年度 第1回 事業所セミナー

誰でも申請できる、実践

「雇用調整助成金」学習会

休業手当の100%

一日上限15,000円

日程：10月28日（水）19：00～20：45

会場：神奈川県横浜鶴見支部事務所

講師：原田弘武 社会保険労務士（はらだ社会保険労務士事務所）

費用：無料（3密を避ける為、先着15名のみになります）

コロナ禍の影響により従業員を休業させた場合、事業主が従業員に支払った手当が国から補助されます。助成額は、1日あたりの上限が8,330円から1万5千円に引き上げられ、月額上限も33万円に拡充されています。申請期限も9月末から12月まで延長されました。

申請はパソコンか郵送により行われ、添付する書類も簡略化されています。ただし、助成後には調査が行われますので、法定3帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿）、雇用契約書などの作成・管理は後々重要となります。

今回、事業主本人が自分で申請が出来るように、社労士による実務的な学習会を企画致しました。事業所と従業員の雇用と生活を守る為、是非、この機会をご利用ください。

組合員名		事業所名			
電話番号	()	従業員数	人	雇用保険加入	有・無

お申込みはFAXまたは直接お電話ください

神奈川県横浜鶴見支部

TEL：045-508-5101 FAX：045-508-5253